

生駒市規則第 35 号

生駒市非常勤消防団員等に係る損害補償の支給等に関する規則をここに公布する。

平成 18 年 12 月 26 日

生駒市長 山下 真

生駒市非常勤消防団員等に係る損害補償の支給等に関する規則

(損害補償のうち休業補償を行わない場合)

第 1 条 生駒市消防団員等公務災害補償条例（昭和 41 年 7 月生駒市条例第 25 号。以下「条例」という。）第 8 条ただし書に規定する規則で定める場合は、次に掲げる場合とする。

- (1) 懲役、禁錮若しくは拘留の刑の執行のため若しくは死刑の言渡しを受けて刑事施設（少年法（昭和 23 年法律第 168 号）第 56 条第 3 項の規定により少年院において刑を執行する場合における当該少年院を含む。）に拘置されている場合、労役場留置の言渡しを受けて労役場に留置されている場合又は法廷等の秩序維持に関する法律（昭和 27 年法律第 286 号）第 2 条の規定による監置の裁判の執行のため監置場に留置されている場合
- (2) 少年法第 24 条の規定による保護処分として少年院若しくは児童自立支援施設に送致され、収容されている場合又は売春防止法（昭和 31 年法律第 118 号）第 17 条の規定による補導処分として婦人補導院に収容されている場合

(傷病等級)

第 2 条 条例第 8 条の 2 第 1 項第 2 号に規定する規則で定める傷病等級は、別表第 1 のとおりとする。

(障害等級に該当する障害)

第3条 条例第9条第2項後段に規定する各障害等級に該当する障害は、別表第2に定めるところによる。

2 別表第2に掲げられていない障害であって、同表に掲げる各障害等級に該当する障害に相当すると認められるものは、同表に掲げられている当該障害等級に該当する障害とする。

(介護補償に係る障害)

第4条 条例第9条の2第1項に規定する規則で定める障害は、介護を要する状態の区分に応じ、別表第3に定める障害とする。

(特定障害状態)

第5条 条例第11条第1項第4号に規定する規則で定める障害の状態は、別表第2に定める第7級以上の障害等級の障害に該当する状態又は負傷若しくは疾病が治らないで、身体の機能若しくは精神に、軽易な労務以外の労務に服することができない程度以上の障害がある状態とする。

附 則

(施行期日等)

第1条 この規則は、公布の日から施行し、平成18年4月1日から適用する。

(経過措置)

第2条 平成18年4月1日からこの規則の施行の日の属する月の末日までに支給すべき事由が生じた障害補償及び遺族補償に係る別表第2の規定の適用については、当該支給すべき事由が脾臓又は1側の腎臓を失ったものである場合(同表第7級の項第5号に該当する障害がある場合を除く。)には、同表第8級の項に相当する障害があるものとする。

2 平成18年4月1日からこの規則の施行の日までに、生駒市消防団員等公務災害補償条例及び生駒市消防賞じゅつ金及び殉職者特別賞じゅつ金条例の一部を改正する条例(平成18年12月生駒市条例第30号)第1条の規定による

改正前の条例（以下「旧条例」という。）の規定により傷病補償年金、障害補償、介護補償又は遺族補償（以下「傷病補償年金等」という。）を支給された者で同条の規定による改正後の条例（以下「新条例」という。）及びこの規則の規定による傷病補償年金等を受けることとなるものについては、旧条例の規定により支給された傷病補償年金等は、それぞれ新条例及びこの規則の規定による傷病補償年金等の内払とみなす。

（生駒市消防団員等に係る公務災害補償のうち休業補償を行わない場合を定める規則の廃止）

第3条 生駒市消防団員等に係る公務災害補償のうち休業補償を行わない場合を定める規則（昭和62年7月生駒市規則第18号）は、廃止する。

別表第1（第2条関係）

傷病等級	障 害 の 状 態
第 1 級	(1) 両眼が失明しているもの (2) 咀嚼 ^{そしゃく} 及び言語の機能を廃しているもの (3) 神経系統の機能又は精神に著しい障害を有し、常に介護を要するもの (4) 胸腹部臓器の機能に著しい障害を有し、常に介護を要するもの (5) 両上肢をひじ関節以上で失ったもの (6) 両上肢の用を全廃しているもの (7) 両下肢をひざ関節以上で失ったもの (8) 両下肢の用を全廃しているもの (9) 前各号に掲げるものと同程度以上の障害の状態にあるもの
第 2 級	(1) 両眼の視力が0.02以下になっているもの (2) 神経系統の機能又は精神に著しい障害を有し、随時介護を要するもの (3) 胸腹部臓器の機能に著しい障害を有し、随時介護を要するもの (4) 両上肢を手関節以上で失ったもの (5) 両下肢を足関節以上で失ったもの (6) 前各号に掲げるものと同程度以上の障害の状態にあるもの
第 3 級	(1) 1眼が失明し、他眼の視力が0.06以下になっているもの (2) 咀嚼 ^{そしゃく} 又は言語の機能を廃しているもの (3) 神経系統の機能又は精神に著しい障害を有し、常に労務に服することができないもの (4) 胸腹部臓器の機能に著しい障害を有し、常に労務に服することができないもの (5) 両手の手指の全部を失ったもの (6) 第3号及び第4号に掲げるもののほか、常に労務に服することができないものその他前各号に掲げるものと同程度以上の障害の状態にあるもの

別表第2（第3条関係）

障害等級	障 害
第1級	(1) 両眼が失明したもの (2) 咀嚼 ^{そしゃく} 及び言語の機能を廃したもの (3) 神経系統の機能又は精神に著しい障害を残し、常に介護を要するもの (4) 胸腹部臓器の機能に著しい障害を残し、常に介護を要するもの (5) 両上肢をひじ関節以上で失ったもの (6) 両上肢の用を全廃したもの (7) 両下肢をひざ関節以上で失ったもの (8) 両下肢の用を全廃したもの
第2級	(1) 1眼が失明し、他眼の視力が0.02以下になったもの (2) 両眼の視力が0.02以下になったもの (3) 神経系統の機能又は精神に著しい障害を残し、随時介護を要するもの (4) 胸腹部臓器の機能に著しい障害を残し、随時介護を要するもの (5) 両上肢を手関節以上で失ったもの (6) 両下肢を足関節以上で失ったもの
第3級	(1) 1眼が失明し、他眼の視力が0.06以下になったもの (2) 咀嚼 ^{そしゃく} 又は言語の機能を廃したもの (3) 神経系統の機能又は精神に著しい障害を残し、終身労務に服することができないもの (4) 胸腹部臓器の機能に著しい障害を残し、終身労務に服することができないもの (5) 両手の手指の全部を失ったもの
第4級	(1) 両眼の視力が0.06以下になったもの (2) 咀嚼 ^{そしゃく} 及び言語の機能に著しい障害を残すもの (3) 両耳の聴力を全く失ったもの (4) 1上肢をひじ関節以上で失ったもの (5) 1下肢をひざ関節以上で失ったもの (6) 両手の手指の全部の用を廃したもの (7) 両足をリスフラン関節以上で失ったもの
第5級	(1) 1眼が失明し、他眼の視力が0.1以下になったもの (2) 神経系統の機能又は精神に著しい障害を残し、特に軽易な労務以外の労務に服することができないもの (3) 胸腹部臓器の機能に著しい障害を残し、特に軽易な労務以外の労務に服

	<p>することができないもの</p> <p>(4) 1 上肢を手関節以上で失ったもの</p> <p>(5) 1 下肢を足関節以上で失ったもの</p> <p>(6) 1 上肢の用を全廃したもの</p> <p>(7) 1 下肢の用を全廃したもの</p> <p>(8) 両足の足指の全部を失ったもの</p>
第 6 級	<p>(1) 両眼の視力が 0. 1 以下になったもの</p> <p>(2) 咀嚼^{そしゃく}又は言語の機能に著しい障害を残すもの</p> <p>(3) 両耳の聴力が耳に接しなければ大声を解することができない程度になったもの</p> <p>(4) 1 耳の聴力を全く失い、他耳の聴力が 4 0 センチメートル以上の距離では普通の話声を解することができない程度になったもの</p> <p>(5) 脊柱^{せき}に著しい変形又は運動障害を残すもの</p> <p>(6) 1 上肢の 3 大関節中の 2 関節の用を廃したもの</p> <p>(7) 1 下肢の 3 大関節中の 2 関節の用を廃したもの</p> <p>(8) 1 手の 5 の手指又は母指を含み 4 の手指を失ったもの</p>
第 7 級	<p>(1) 1 眼が失明し、他眼の視力が 0. 6 以下になったもの</p> <p>(2) 両耳の聴力が 4 0 センチメートル以上の距離では普通の話声を解することができない程度になったもの</p> <p>(3) 1 耳の聴力を全く失い、他耳の聴力が 1 メートル以上の距離では普通の話声を解することができない程度になったもの</p> <p>(4) 神経系統の機能又は精神に障害を残し、軽易な労務以外の労務に服することができないもの</p> <p>(5) 胸腹部臓器の機能に障害を残し、軽易な労務以外の労務に服することができないもの</p> <p>(6) 1 手の母指を含み 3 の手指を失ったもの又は母指以外の 4 の手指を失ったもの</p> <p>(7) 1 手の 5 の手指又は母指を含み 4 の手指の用を廃したもの</p> <p>(8) 1 足をリスフラン関節以上で失ったもの</p> <p>(9) 1 上肢に偽関節を残し、著しい運動障害を残すもの</p> <p>(10) 1 下肢に偽関節を残し、著しい運動障害を残すもの</p> <p>(11) 両足の足指の全部の用を廃したもの</p> <p>(12) 女子の外貌^{ぼう}に著しい醜状を残すもの</p> <p>(13) 両側の睪丸^{こう}を失ったもの</p>
第 8 級	<p>(1) 1 眼が失明し、又は 1 眼の視力が 0. 0 2 以下になったもの</p>

	<ul style="list-style-type: none"> (2) 脊柱^{せき}に運動障害を残すもの (3) 1手の母指を含み2の手指を失ったもの又は母指以外の3の手指を失ったもの (4) 1手の母指を含み3の手指の用を廃したもの又は母指以外の4の手指の用を廃したもの (5) 1下肢を5センチメートル以上短縮したもの (6) 1上肢の3大関節中の1関節の用を廃したもの (7) 1下肢の3大関節中の1関節の用を廃したもの (8) 1上肢に偽関節を残すもの (9) 1下肢に偽関節を残すもの (10) 1足の足指の全部を失ったもの
第9級	<ul style="list-style-type: none"> (1) 両眼の視力が0.6以下になったもの (2) 1眼の視力が0.06以下になったもの (3) 両眼に半盲症、視野狭窄^{さく}又は視野変状を残すもの (4) 両眼のまぶたに著しい欠損を残すもの (5) 鼻を欠損し、その機能に著しい障害を残すもの (6) 咀嚼^{そしゃく}及び言語の機能に障害を残すもの (7) 両耳の聴力が1メートル以上の距離では普通の話声を解することができない程度になったもの (8) 1耳の聴力が耳に接しなければ大声を解することができない程度になり、他耳の聴力が1メートル以上の距離では普通の話声を解することが困難である程度になったもの (9) 1耳の聴力を全く失ったもの (10) 神経系統の機能又は精神に障害を残し、服することができる労務が相当な程度に制限されるもの (11) 胸腹部臓器の機能に障害を残し、服することができる労務が相当な程度に制限されるもの (12) 1手の母指又は母指以外の2の手指を失ったもの (13) 1手の母指を含み2の手指の用を廃したもの又は母指以外の3の手指の用を廃したもの (14) 1足の第1の足指を含み2以上の足指を失ったもの (15) 1足の足指の全部の用を廃したもの (16) 生殖器に著しい障害を残すもの
第10級	<ul style="list-style-type: none"> (1) 1眼の視力が0.1以下になったもの (2) 正面視で複視を残すもの

	<ul style="list-style-type: none"> (3) 咀嚼又は言語の機能に障害を残すもの (4) 14歯以上に対し歯科補綴を加えたもの (5) 両耳の聴力が1メートル以上の距離では普通の話声を解することが困難である程度になったもの (6) 1耳の聴力が耳に接しなければ大声を解することができない程度になったもの (7) 1手の母指又は母指以外の2の手指の用を廃したもの (8) 1下肢を3センチメートル以上短縮したもの (9) 1足の第1の足指又は他の4の足指を失ったもの (10) 1上肢の3大関節中の1関節の機能に著しい障害を残すもの (11) 1下肢の3大関節中の1関節の機能に著しい障害を残すもの
第11級	<ul style="list-style-type: none"> (1) 両眼の眼球に著しい調節機能障害又は運動障害を残すもの (2) 両眼のまぶたに著しい運動障害を残すもの (3) 1眼のまぶたに著しい欠損を残すもの (4) 10歯以上に対し歯科補綴を加えたもの (5) 両耳の聴力が1メートル以上の距離では小声を解することができない程度になったもの (6) 1耳の聴力が40センチメートル以上の距離では普通の話声を解することができない程度になったもの (7) 脊柱に変形を残すもの (8) 1手の示指、中指又は環指を失ったもの (9) 1足の第1の足指を含み2以上の足指の用を廃したもの (10) 胸腹部臓器の機能に障害を残し、労務の遂行に相当な程度の支障があるもの
第12級	<ul style="list-style-type: none"> (1) 1眼の眼球に著しい調節機能障害又は運動障害を残すもの (2) 1眼のまぶたに著しい運動障害を残すもの (3) 7歯以上に対し歯科補綴を加えたもの (4) 1耳の耳殻の大部分を欠損したもの (5) 鎖骨、胸骨、肋骨、肩胛骨又は骨盤骨に著しい変形を残すもの (6) 1上肢の3大関節中の1関節の機能に障害を残すもの (7) 1下肢の3大関節中の1関節の機能に障害を残すもの (8) 長管骨に変形を残すもの (9) 1手の小指を失ったもの (10) 1手の示指、中指又は環指の用を廃したもの (11) 1足の第2の足指を失ったもの、第2の足指を含み2の足指を失ったもの

	<p>の又は第3の足指以下の3の足指を失ったもの</p> <p>(12) 1足の第1の足指又は他の4の足指の用を廃したもの</p> <p>(13) 局部に頑固な神経症状を残すもの</p> <p>(14) 男子の外貌に著しい醜状を残すもの</p> <p>(15) 女子の外貌に醜状を残すもの</p>
第13級	<p>(1) 1眼の視力が0.6以下になったもの</p> <p>(2) 正面視以外で複視を残すもの</p> <p>(3) 1眼に半盲症、視野狭窄又は視野変状を残すもの</p> <p>(4) 両眼のまぶたの一部に欠損を残し、又はまつげはげを残すもの</p> <p>(5) 5歯以上に対し歯科補綴を加えたもの</p> <p>(6) 胸腹部臓器の機能に障害を残すもの</p> <p>(7) 1手の小指の用を廃したもの</p> <p>(8) 1手の母指の指骨の一部を失ったもの</p> <p>(9) 1下肢を1センチメートル以上短縮したもの</p> <p>(10) 1足の第3の足指以下の1又は2の足指を失ったもの</p> <p>(11) 1足の第2の足指の用を廃したもの、第2の足指を含み2の足指の用を廃したもの又は第3の足指以下の3の足指の用を廃したもの</p>
第14級	<p>(1) 1眼のまぶたの一部に欠損を残し、又はまつげはげを残すもの</p> <p>(2) 3歯以上に対し歯科補綴を加えたもの</p> <p>(3) 1耳の聴力が1メートル以上の距離では小声を解することができない程度になったもの</p> <p>(4) 上肢の露出面にてのひらの大きさの醜いあとを残すもの</p> <p>(5) 下肢の露出面にてのひらの大きさの醜いあとを残すもの</p> <p>(6) 1手の母指以外の手指の指骨の一部を失ったもの</p> <p>(7) 1手の母指以外の手指の遠位指節間関節を屈伸することができなくなったもの</p> <p>(8) 1足の第3の足指以下の1又は2の足指の用を廃したもの</p> <p>(9) 局部に神経症状を残すもの</p> <p>(10) 男子の外貌に醜状を残すもの</p>

別表第3（第4条関係）

介護を要する状態の区分	障 害
常時介護を要する状態	(1) 別表第1第1級の項第3号又は別表第2第1級の項第3号に該当する障害 (2) 別表第1第1級の項第4号又は別表第2第1級の項第4号に該当する障害 (3) 前2号に掲げるもののほか、別表第1第1級の項又は別表第2第1級の項に該当する障害であって、前2号に掲げるものと同程度の介護を要するもの
随時介護を要する状態	(1) 別表第1第2級の項第2号又は別表第2第2級の項第3号に該当する障害 (2) 別表第1第2級の項第3号又は別表第2第2級の項第4号に該当する障害 (3) 別表第1第1級の項又は別表第2第1級の項に該当する障害であって、前2号に掲げるものと同程度の介護を要するもの